

## 香川県ママさんバレーボール連盟登録規定

- 第1条 本連盟に加盟しようとするチームは、この規定の定めるところによりそのチーム名及び構成員を毎年原則として5月末日までに申請し、認証を得なければならない。
- 第2条 本連盟または県バレーボール協会の主催または共催する大会、予選会等の競技会の参加は登録チームであって且つその登録構成員によって編成されたチームでなければならない。
- 第3条 競技会参加は1登録チーム、1チームとする。但し競技会参加規定により認められたときはこの限りではない。
- 第4条 登録チームは、同一郡・市に現住している既婚の女性で構成されたチームであること。但し、未婚であっても登録年度4月1日に30歳に達していればこの限りではない。いそじの登録については登録年度4月1日に50歳に達していること。ことぶきの登録については登録年度4月1日に60歳に達していること。おふくの登録については登録年度4月1日に70歳に達していること。
- 第5条 登録は1人1チームを原則とする。但し、本規定の定めるところにより1人2チームまで登録することができるが、同一種目の競技会には1チーム限りから出場するものとする。
- 第6条 登録チームは、その登録構成員に追加、あるいは変更がある場合には遅滞無く届出で認証を得なければならない。
- 第7条 登録に虚偽の申請をし、その他本規定に反したときは、合法的であっても登録チーム、または登録構成員に対し登録を拒み、または取消し或いは、競技会の参加ならびに出場を停止することがある。
- 第8条 大会参加ならびに出場については、本規定のほか各大会参加要項を併用して適用する。
- 第9条 本連盟に加盟した登録構成員は、一般社団法人全国ママさんバレーボール連盟（以下全国連盟とする）の会員登録もするものとし、全国連盟に定められた会員費を納めるものとする。

- 附則 昭和60年3月23日改定  
平成27年3月26日改定（第4条）  
平成30年3月17日改定（第4条）  
平成31年3月21日改定（第5条）  
令和3年3月21日改定（第9条）